

(お知らせ)

平成 25 年度振動規制法施行状況調査の結果について

平成 27 年 4 月 27 日 (月)
環境省水・大気環境局大気生活環境室
直 通 : 03-5521-8299
代 表 : 03-3581-3351
室長事務取扱:近藤 智洋(内線 6510)
係 長:松戸 孝雄(内線 6549)
担 当:出口 裕也(内線 6548)

環境省は、都道府県等からの報告に基づき、平成 25 年度における振動に係る苦情の件数のほか、振動規制法に基づく地域の指定状況、届出件数及び措置等の状況について取りまとめましたのでお知らせします。

1. 目的

環境省では、振動防止行政の一層の推進を図るため、毎年度、全国の都道府県、市及び特別区を通じ、振動規制法に基づく各種措置の施行状況等について調査を行い、その結果を取りまとめています。

2. 調査結果の概要

(1) 振動に係る苦情の件数

振動に係る苦情の件数は、平成 25 年度は 3,351 件で、前年度に比べ 97 件増加しました。

苦情の内訳を見ると、建設作業が最も多く、2,244 件 (全体の 67.0%)、工場・事業場が 613 件 (18.3%)、道路交通が 259 件 (7.7%) 等でした。

前年度と比較すると、建設作業に係る苦情が 90 件 (4.2%)、工場・事業場に係る苦情が 36 件 (6.2%) 増加したものの、道路交通に係る苦情が 15 件 (5.5%)、鉄道に係る苦情が 12 件 (25.0%) 減少しました。

(2) 振動規制法に基づく地域指定の状況及び届出件数

振動規制法に基づく規制地域を有する市区町村は、平成 25 年度末現在、全国の市区町村の 70.7%に当たる 1,232 市区町村でした。

同法に基づき届出された規制対象の工場・事業場 (特定工場等) の総数は、平成 25 年度末現在、全国で 129,547 件でした。また、同法に基づき届出された規制対象の建設作業 (特定建設作業) の総数は、40,406 件でした。

(3) 振動規制法に基づく措置の状況

平成 25 年度の振動規制法の指定地域内の特定工場等に係る苦情は 151 件でした。当該年度に行われた振動規制法に基づく立入検査は 127 件、報告の徴収は 36 件、振動の測定は 51 件でした。測定の結果、規制基準を超えていたものは 4 件でした。同法に基づく改善勧告及び改善命令は行われませんでした。行政指導が 137 件行われました。また、指定地域内の特定建設作業に係る苦情は 765 件でした。当該年度に行われた振動規制法に基づく立入検査は 579 件、報告の徴収は 105 件、振動の測定は 148 件でした。測定の結果、規制基準を超えていたものは 7 件でした。同法に基づく改善勧告及び改善命令は行われませんでした。行政指導が 656 件行われました。

3. 調査結果の詳細

3-1 振動に係る苦情の件数

(1) 苦情件数の推移

平成25年度に全国の地方公共団体が受理した振動に係る苦情の件数は3,351件であった。これは、前年度(3,254件)と比べて97件(3.0%)増加となった(図1)。

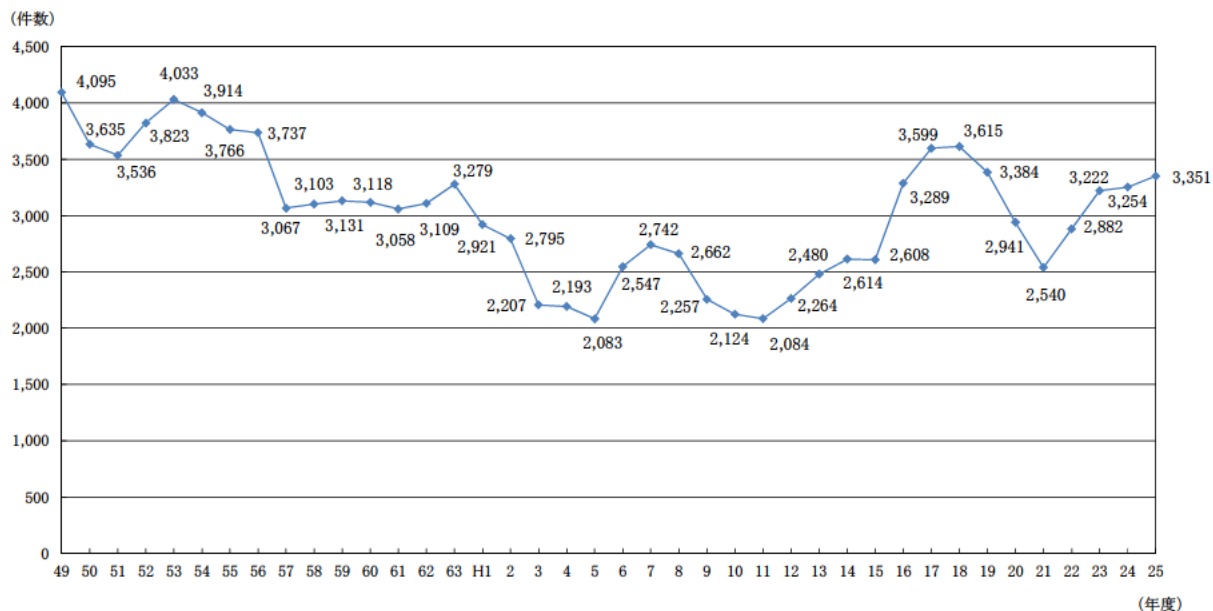


図1 振動苦情件数の推移

(2) 発生源別の苦情件数

平成25年度の苦情件数を発生源別にみると、建設作業が2,244件（全体の67.0%）で最も多く、次いで工場・事業場613件（同18.3%）、道路交通259件（同7.7%）、鉄道36件（同1.1%）の順となっている（図2、図3）。

また、前年度と比較すると、建設作業に係る苦情が90件（4.2%）、工場・事業場に係る苦情が36件（6.2%）増加したものの、道路交通に係る苦情が15件（5.5%）、鉄道に係る苦情が12件（25.0%）減少した。

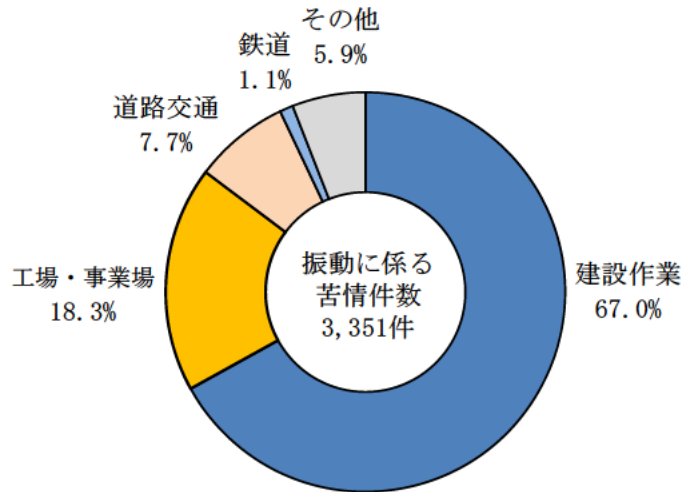


図2 苦情件数の発生源別内訳 (平成25年度)

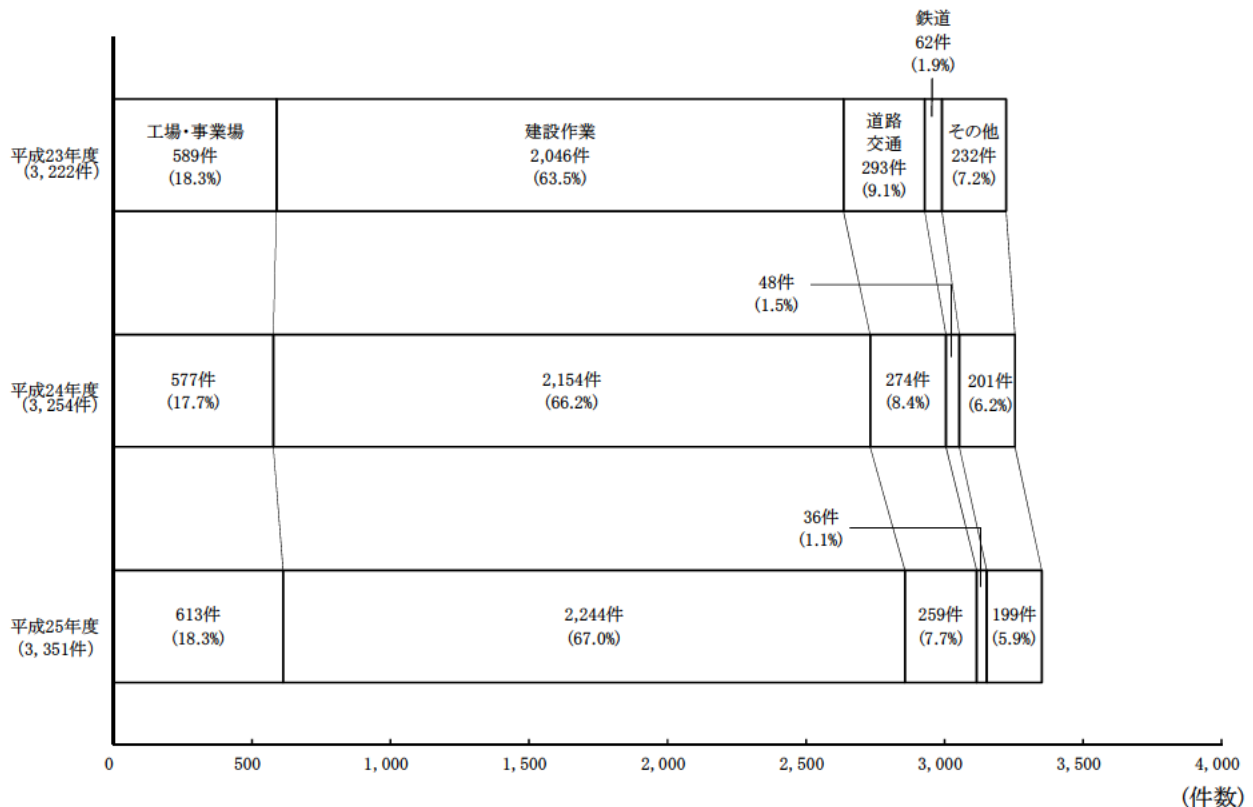


図3 過去3カ年の苦情件数の発生源別内訳

(3) 都道府県別の苦情件数

平成25年度の苦情件数を都道府県別にみると、東京都の867件が最も多く、次いで大阪府が377件、神奈川県が312件、埼玉県が309件、愛知県が283件となっている。振動苦情件数の上位5都府県における合計件数が全体の64.1%に達するなど、大都市を有する地域における苦情が大きな割合を占めた。この傾向は、人口100万人当たりの苦情件数においてもほぼ同様であった。(表1、表2)。

表1 都道府県別苦情件数(上位5都道府県)

	苦情件数		人口100万人当たりの苦情件数	
	都道府県	件数	都道府県	件数
1	東京都	867	東京都	65
2	大阪府	377	埼玉県	43
3	神奈川県	312	大阪府	43
4	埼玉県	309	千葉県	38
5	愛知県	283	愛知県	38
	全国	3,351	全国平均	26

※人口は平成25年10月1日現在の総務省統計局人口推計による。

表2 苦情件数の都道府県別対前年度増減状況

都道府県	平成24年度	平成25年度	増減	増減率	都道府県	平成24年度	平成25年度	増減	増減率
北海道	63	60	△3	△4.8%	滋賀県	19	21	2	10.5%
青森県	9	8	△1	△11.1%	京都府	51	45	△6	△11.8%
岩手県	19	8	△11	△57.9%	大阪府	315	377	62	19.7%
宮城県	37	48	11	29.7%	兵庫県	59	85	26	44.1%
秋田県	8	13	5	62.5%	奈良県	17	15	△2	△11.8%
山形県	11	4	△7	△63.6%	和歌山県	7	16	9	128.6%
福島県	25	16	△9	△36.0%	鳥取県	3	11	8	266.7%
茨城県	53	42	△11	△20.8%	島根県	4	7	3	75.0%
栃木県	18	23	5	27.8%	岡山県	39	49	10	25.6%
群馬県	39	49	10	25.6%	広島県	46	44	△2	△4.3%
埼玉県	284	309	25	8.8%	山口県	18	11	△7	△38.9%
千葉県	266	237	△29	△10.9%	徳島県	6	5	△1	△16.7%
東京都	922	867	△55	△6.0%	香川県	3	10	7	233.3%
神奈川県	264	312	48	18.2%	愛媛県	13	15	2	15.4%
新潟県	44	41	△3	△6.8%	高知県	4	4	0	0.0%
富山県	12	4	△8	△66.7%	福岡県	62	43	△19	△30.6%
石川県	11	9	△2	△18.2%	佐賀県	8	8	0	0.0%
福井県	7	11	4	57.1%	長崎県	6	4	△2	△33.3%
山梨県	3	16	13	433.3%	熊本県	16	20	4	25.0%
長野県	12	10	△2	△16.7%	大分県	12	4	△8	△66.7%
岐阜県	31	21	△10	△32.3%	宮崎県	8	14	6	75.0%
静岡県	81	87	6	7.4%	鹿児島県	19	30	11	57.9%
愛知県	268	283	15	5.6%	沖縄県	7	6	△1	△14.3%
三重県	25	29	4	16.0%	合計	3,254	3,351	97	3.0%

△は減少を示す。

(4) 規制対象とそれ以外の苦情件数との比較

平成 25 年度の工場・事業場に対する苦情総数 613 件のうち、振動規制法の規制対象となる指定地域内の特定工場等に対するものは、151 件(全体の 24.6%)であった。また、建設作業に対する苦情総数 2,244 件のうち、同指定地域内の特定建設作業に対する苦情は 765 件 (34.1%) となっている (表 3)。

表3 規制対象とそれ以外の苦情件数 (工場・事業場、建設作業)

発生源 の種類 年 度		工場・事業場					建設作業				
		特定工場等		左記以外		計	特定建設作業		左記以外		計
		指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外		指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外	
平成24年度	件数	131	21	360	65	577	707	24	1,372	51	2,154
	%	22.7%	3.6%	62.4%	11.3%	100.0%	32.8%	1.1%	63.7%	2.4%	100.0%
平成25年度	件数	151	7	383	72	613	765	23	1,387	69	2,244
	%	24.6%	1.1%	62.5%	11.7%	100.0%	34.1%	1.0%	61.8%	3.1%	100.0%

3-2 振動規制法に基づく地域指定の状況及び届出件数

(1) 地域指定の状況

振動規制法に基づく規制地域を有する市区町村は、平成25年度末現在、全国の市区町村の70.7%に当たる1,232市区町村であった(表4)。

表4 振動規制法地域指定の状況(平成25年度末現在)

	市	区	町	村	計
全市区町村数	790	23	746	183	1,742
振動規制法地域指定	752	23	418	39	1,232
割合(%)	95.2%	100.0%	56.0%	21.3%	70.7%

(2) 特定工場等総数及び特定施設の届出数

振動規制法に基づき届出されている特定工場等の総数は、平成25年度末現在129,547件で、前年度(126,865件)より2,682件(2.1%)増加している(表5)。また、特定施設の総数は856,032件で前年度(854,820件)より1,212件(0.1%)増加している(表6の②)。

特定工場等の内訳をみると、主な特定施設として圧縮機を届け出ているものが33.7%と最も多く、次いで、金属加工機械が31.5%、織機が14.1%の順となっている(表6の①)。

特定施設の届出数の内訳をみると、金属加工機械が31.7%、織機が28.6%、圧縮機が24.0%とこれら3施設で全体の8割以上を占めている(表6の②)。

表5 特定工場等総数の最近の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
特定工場等総数	126,864	126,865	129,547
対前年度比 (増減率)	452 (0.4%)	1 (0.0%)	2,682 (2.1%)

表6 法に基づく届出件数(平成25年度末現在)

① 特定工場等総数			② 特定施設総数		
主要な設置特定施設	総数	(%)	特定施設	総数	(%)
金属加工機械	40,860	31.5%	金属加工機械	271,318	31.7%
圧縮機	43,700	33.7%	圧縮機	205,663	24.0%
土石用破碎機等	4,109	3.2%	土石用破碎機等	20,436	2.4%
織機	18,290	14.1%	織機	245,155	28.6%
コンクリートブロックマシン等	840	0.6%	コンクリートブロックマシン等	2,332	0.3%
木材加工機械	2,397	1.9%	木材加工機械	4,469	0.5%
印刷機械	10,182	7.9%	印刷機械	36,509	4.3%
ロール機	689	0.5%	ロール機	3,607	0.4%
合成樹脂用射出成形機	7,268	5.6%	合成樹脂用射出成形機	60,253	7.0%
鋳型造型機	1,212	0.9%	鋳型造型機	6,290	0.7%
計	129,547	100.0%	計	856,032	100.0%

(3) 特定建設作業の実施届出件数

平成25年度中の特定建設作業実施届出件数は40,406件(前年度38,141件)であり(表7)、その内訳をみると、ブレーカーを使用する作業が33,852件(同31,356件)、くい打機等を使用する作業が5,577件(同5,638件)の順となっており、これらが大部分を占めている(表8)。

表7 特定建設作業件数の最近の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
特定建設作業届出件数	35,449	38,141	40,406
対前年度比 (増減率)	1,147 (3.3%)	2,692 (7.6%)	2,265 (5.9%)

表8 特定建設作業の届出件数

特定建設作業の種類	届出件数	(%)
くい打機等を使用する作業	5,577	13.8%
鋼球を使用して破壊する作業	50	0.1%
舗装版破碎機を使用する作業	927	2.3%
ブレーカーを使用する作業	33,852	83.8%
計	40,406	100.0%

3-3 振動規制法に基づく措置の状況

(1) 特定工場等に対する措置等の状況

平成25年度の振動規制法の指定地域内の特定工場等に係る苦情は151件（前年度131件）であった。

地方公共団体が受理した苦情に対して振動規制法に基づき行われた措置は、立入検査が127件（同117件）、報告の徴収が36件（同33件）、振動の測定が51件（同64件）であった。測定の結果、規制基準を超えていたものは4件（同14件）であり、改善勧告、改善命令は行われなかった。なお、これらの振動規制法に基づく措置のほか、行政指導が137件（同126件）行われた（表9）。

表9 指定地域内の特定工場等振動に係る措置等の状況

	平成24年度	平成25年度	増減率
立入検査	117	127	8.5%
報告の徴収	33	36	9.1%
振動の測定	64	51	△ 20.3%
（うち基準超過）	14	4	△ 71.4%
改善勧告	1	0	△ 100.0%
改善命令	0	0	-
行政指導	126	137	8.7%
（参考）苦情件数	131	151	15.3%

△は減少を示す。

注) 苦情に対して振動規制法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。

(2) 特定建設作業に対する措置等の状況

平成 25 年度の振動規制法の指定地域内における特定建設作業に係る苦情は、765 件（前年度 707 件）であった。

地方公共団体が受理した苦情に対して振動規制法に基づき行われた措置は、立入検査 579 件（同 516 件）、報告の徴収 105 件（同 86 件）、振動の測定 148 件（同 175 件）であった。測定の結果、基準を超えていたものは 7 件（同 6 件）であり、改善勧告及び改善命令は前年度に引き続き行われなかった。なお、これらの振動規制法に基づく措置のほか、行政指導が 656 件（同 634 件）行われた（表 10）。

表10 指定地域内の特定建設作業振動に係る措置等の状況

	平成24年度	平成25年度	増減率
立入検査	516	579	12.2%
報告の徴収	86	105	22.1%
振動の測定	175	148	△ 15.4%
（うち基準超過）	6	7	16.7%
改善勧告	0	0	-
改善命令	0	0	-
行政指導	634	656	3.5%
（参考）苦情件数	707	765	8.2%

△は減少を示す。

注) 苦情に対して振動規制法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。

(3) 道路交通振動に対する措置の状況

平成 25 年度の振動規制法の指定地域内における道路交通騒音の苦情は 227 件（前年度 234 件）であった。

地方公共団体が受理した苦情に対して振動規制法に基づき行われた措置は、振動の測定が 64 件（同 91 件）であり、測定の結果、要請限度を超えていたものは 2 件（同 4 件）であった。また、都道府県公安委員会に対する要請は前年度に引き続き行われず、道路管理者に対する要請は 1 件行われた。

なお、これらの振動規制法に基づく措置のほか、都道府県公安委員会に対する同様の措置依頼が 6 件（同 4 件）、道路管理者に対する措置依頼が 92 件（同 109 件）行われた（表 11）。

表11 指定地域内の道路交通振動に係る措置等の状況

	平成24年度	平成25年度	増減率
振動の測定	91	64	△ 29.7%
（うち要請限度超）	4	2	△ 50.0%
公安委員会への要請	0	0	-
道路管理者への要請	0	1	-
要請以外の公安委員会への措置依頼	4	6	50.0%
要請以外の道路管理者への措置依頼	109	92	△ 15.6%
（参考）苦情件数	234	227	△ 3.0%

△は減少を示す。

注) 苦情に対して振動規制法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。